

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第100号

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を次のように改正する。

「

第1条第1項中「業務推進第二係長」を 業務推進第二係長
品質向上係長 に改める。

」

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)